

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月30日（金）午後1時30分から午後2時13分

2. 開催場所 八代市役所 3階301会議室・302会議室

3. 出席委員（17人）

会長	1番	白石勝敏
	2番	吉永安圭美
	3番	平野英明
	5番	萩本一浩
	6番	中村和人
	7番	深田 智
	8番	高野康喜
職務代理者	9番	内田孝光
	10番	有馬日夫
	11番	門田静子
	12番	森本 健
	14番	松本秀昭
	15番	木村秀子
職務代理者	16番	本田友治
	17番	松田林一
	18番	倉井正治
	19番	吉田寛実

4. 欠席委員（1人） 4番 橋本一郎

5. 出席推進委員（23人）

吉田和功
本田あゆ子
齊藤光幸
中西千代志
鞍本敏男
光永信一
林田孝介
山崎嘉智
石田雄一
鶴山正行
有村敏之
杉本秀雄
瀬本浩和
高橋 豊
上原 誠
福間定一

藤山利秋
橋本正治
上村正弘
上村武敏
寺本和男
黒田浩一郎
岩村広人

6. 議事日程

- 第1 議案第16号 農地法第3条（委員会）について
- 第2 議案第17号 農地法第4条（知事）について
- 第3 議案第18号 農地法第5条（知事）について
- 第4 議案第19号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第5 議案第20号 農地中間管理事業法第19条の2【農用地利用集積計画一括方式】について
- 第6 議案第21号 農用地利用集積等促進計画案について
- 第7 議案第22号 非農地証明願について

7. 農業委員会事務局職員

局長	柿本	光明
主幹兼係長	宮野	優
主幹	小山	貴晴
主任	平川	祥子
主任	竹下	慎一

8. 会議の概要

事務局

皆さん、こんにちは。
まず、御報告をさせていただきます。
先月の総会において承認いただきました、農地利用最適化推進委員につきまして、6月1日、渡邊康之委員に対し、委嘱状交付を行いました。
したがいまして、同日より農地利用最適化推進委員は定数の29名となっております。
それから、総会の開催に関しまして、注意事項を申し上げます。
御発言につきましては、会場正面向かって左手側に設置しております演台の場所にて発言をお願いします。総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭な御発言をお願いします。
それでは、ただいまから6月の総会を開会したいと思います。
本日は、橋本委員から欠席の連絡が入っております。
本日の出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしくをお願いします。

議 長

皆さん、こんにちは。今夜から明日にかけて雨が降るということですが、適当な雨で終わっていただきたいというふうに思います。

それでは、6月の農業委員会総会を始めます。

総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

最初に、本日の議事録署名委員を指名します。

14番 松本秀昭委員、15番 木村秀子委員にお願いいたします。

議 長

それでは、議事に入ります。

議案16号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、議案第16号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書1ページから2ページのとおり付議いたします。

今月は、売買による取得が4件、贈与による取得が2件ありました。

地目は、田7, 862.52平方メートル、畑1, 259平方メートル、計9, 121.52平方メートルです。

内容につきましては、議案書記載どおりです。

申請番号4番の案件は、譲受人が社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人であり、当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められ、農地法第3条第2項第1号に掲げる不許可の例外として、農地法施行令第2条第1項第1号ハに該当し、農地取得のための法人の要件を満たす必要がありません。定款により、社会福祉法人であることを確認し、事業計画にて、取得後、食育を農業体験で学ぶための農地として活用することを確認しています。

また、申請番号1番から3番及び5番・6番の案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。御審議方よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、高田。

推進委員

高田の山崎です。高野委員さんと、現地を視察しましたので、報告を申し上げます。

申請番号1番、最初の本野町〇〇〇〇-△、〇〇〇〇-△の場所は、□□マートの裏に道があるのですけれども、その道を約〇〇〇メートル行きましたところに大きな

推進委員 用水が流れておりますが、それを右に曲がりまして、用水に沿って△△メートルほど行った右側になります。

続きまして、○○○○、△△△△、この農地につきましては、八代市保健センター、□□□といった施設がありますけれども、その裏の道に沿ったところで、周りにはハウスが建っています。周囲は農地であり、何ら影響はないと思われます。

続けて、申請番号2番について説明いたします。

この本野町○○○○-△、○○○○-△、○○○○-△、○○○○-△、○○○○-△の場所は、これも、□□マートの裏の道を○○○メートルほど行きますと、右側にハウスがあります。そのハウスの横を真っすぐ、△△川に向かって行きました突き当たりの場所になります。周囲は農地であり、何ら影響はないと思われますので、よろしくお願ひします。

それと、鼠蔵町ですが、こちらは、□□□□建設のちょうど真裏の辺りになります。田の真ん中にある農地で何ら影響はないと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 3番、金剛。

推進委員 金剛の有村です。6月26日、農業委員の木村さんと推進委員の高木さん、私3名で現地を確認しました。

○○さんの自宅の前でございますので、何ら問題ないと思われます。御審議方よろしくお願ひします。

議 長 4番、鏡。

推進委員 鏡地区担当の藤山です。申請番号4番について説明します。

6月28日に現地調査を行いました。

譲受人は、保育園を営む社会福祉法人、今回、保育園○側に隣接した農地を園児の農業体験の場所として利用したいということでした。

また、譲渡人は、市外居住です。

地元としては何ら問題ないと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 5番、鏡。

推進委員 鏡地区担当の橋本です。申請番号5番について説明します。

6月26日に現地を確認しました。申請地は、県道14号線の○○○の交差点を西へ△△△キロメートルぐらい行ったところから、右へ□□□メートルぐらいのところ

推進委員

です。

譲渡人は農家でもないし、耕作をしないため、農家で親族でもある譲受人に譲渡されたとのこと。地元としては何ら問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長

6番、東陽。

推進委員

東陽地区担当の黒田です。申請番号6番について説明します。

6月26日、譲受人の方と現地を確認しました。この案件は、遠方に住まれた方の財産処分のために行われるということです。譲受人は、氷川町で農地を借りて農業を始めておられる新規農業者で、現在、譲渡人の元住んでおられたところを借りて住まわれております。

今回、住まいの周りの農地を譲り受けて、取得されることになりました。担当としては何ら問題ないと思いますが、御審議のほうよろしくお願ひします。

以上です。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

次に、議案第17号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第17号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案書3ページのとおり付議いたします。

今月の申請は3件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。

それでは、最初に農地転用許可の立地基準について説明いたします。

1番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

なお、無断転用であることから、追認許可を得るための始末書が添付されておしま

事務局

す。

次に、2番及び3番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。

土地選定の代替地について検討済み、または無断転用により土地選定の代替地はなく、許可は可能と判断しました。

なお、3番の案件については、無断転用であることから、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、一般基準について説明いたします。

農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、全ての案件が許可は可能と判断いたしました。

それでは、御審議方よろしくお願いたします。

議長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当の委員さんから説明をお願いします。

1番、太田郷。

10番

太田郷担当の有馬です。本日、渡邊委員が欠席のため、代わって説明いたします。申請番号1番について説明いたします。

23日に私と渡邊委員で申請地の確認を行いました。

申請地は、中片町で、〇〇〇〇公園より南へ△△△メートル部分にある、既に昭和12年頃から、農家住宅の敷地の一部として利用されている農地です。周囲を水路や住宅に囲まれ、周辺農地への影響はないと思われま。

また、無断転用であることから、始末書が添付されております。

以上、よろしく御審議方お願いたします。

議長

2番、千丁。

推進委員

申請番号2番、千丁担当委員の上原です。

28日、深田農業委員さん外3名で、現地確認をいたしました。

推進委員

場所は、県道245号線「共栄千丁停車場線」と市道の交差点、〇〇〇〇〇〇の会社を左折し、△△メートルの場所にあります。

少し前後しますが、申請地は、令和3年に個人住宅の目的で転用許可を受けた土地です。造成工事も終了しましたが、申請者の父が亡くなり、中断しておりました。来月1周忌を迎えるので、住宅と一緒に4条申請、建設資材運搬用トラックの駐車場の申請です。

近隣農地、農作物の被害等ありません。近隣より苦情等のあった場合は、申請人が

推進委員 誠意を持って対処するという事です。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 3番、鏡。

推進委員 鏡地区担当の上村です。申請番号3番について説明します。
6月24日、現地確認。申請人は、申請地の隣接地に、昭和48年に自宅を新築した当初より居住しています。このため、自宅境界を確認したところ、建物の一部と合併槽が越境していることが判明しました。申請地も自己所有だったため、境界が曖昧なまま新築したものと思われます。今回の申請となりました。御審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長 以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 挙手全員ということで、認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

次に、議案第18号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第18号、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、議案書4ページから6ページのとおり付議いたします。
今月の申請は、所有権移転が5件、使用貸借権が4件、合計の9件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。
それでは、最初に農地転用許可の立地基準について説明いたします。
1番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断いたしました。
2番の案件は、おおむね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断いたしました。
次に、3番、4番、下のページの5番までの案件は、用途地域内の農地であるため、

事務局

第3種農地に区分され、許可は可能と判断いたしました。

なお、上のページの3番の案件につきましては、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

続きまして、6番と8番の案件は、おおむね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上必要な施設に当たり、集落に接続して設置されております。

また、6番の敷地拡張につきましては、既に申請地が敷地の一部になっており、代替地の検討の余地がないこと、8番の個人住宅につきましては、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断いたしました。

なお、6番の案件につきましては、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、7番の案件は、農業公共投資の対象となっていない、10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断いたしました。

6ページをお願いいたします。

最後に、9番の案件ですが、おおむね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の業務上必要な農機具置場で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断いたしました。

次に、一般基準について説明いたします。

農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことなどから、全ての案件が許可は可能と判断いたしました。

それでは、御審議方、よろしくをお願いいたします。

議長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

1番、八千把。

推進委員

八千把担当の中面です。申請番号1番から2番について説明します。

1番、申請地は古閑中町の〇〇〇〇株式会社より西へ△△△メートル行ったところで、現況荒れ地状態の農地で、ここに個人住宅を建築したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。

なお、この案件は、5月の総会で可決された農地の隣接地になります。

2番、申請地は古閑下町の〇〇〇〇球場より東へ△△△メートル行ったところで、

推進委員	現況、畑として利用されている農地で、ここを買い受けて、資材置場として利用したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。審議をお願いします。
議 長	3番、太田郷。
10番	申請番号3番の案件について報告します。 23日、渡邊委員と現地を確認いたしました。申請地は、〇〇〇〇体育館約△△メートル東に位置して、近隣商業地域内であり、土地所有者は店舗を建設されておりました。今回、駐車場の一部を使用貸借するに当たり、申請地は無断転用と判明し、今回申請に至りました。また、始末書が添付されています。よろしく御審議ください。
議 長	4番、宮地。
推進委員	宮地担当の林田ですけれども、先日、6月24日、農業委員の有馬さんと申請地である土地の調査に行つてまいりました。申請地は、八代市宮地町字観行寺〇〇番△、地目は田です、142平方メートル。同町同字〇〇〇番△、地目田、351平方メートルになりました。両農地は一体で八代市立□□中学校の北東約〇〇〇メートルの位置にあって、形状は四角であり、背の低い草が生えておりました。不許可とすべき理由が見当たらず、許可相当と思慮いたします。よろしく審議のほど、よろしく申し上げます。
議 長	5番、高田。
推進委員	5番、高田、説明いたします。 先日、高野委員さんと現地見てまいりまして、場所としまして、国道3号線を〇〇〇〇高校から曲がり校区内に入り込んでいきますと、〇〇〇〇高校と八代市立△△小学校の間くらいから球磨川の方へ東側のほうに、約□□□メートル行ったところの右側の住宅地の中に存在します。周りは住宅であり、なお、何ら家が建つことにつきまして影響はないと思われまますので、御審議のほうよろしくお願ひいたします。
議 長	6番、金剛。
推進委員	金剛の有村です。 6月の3日、農業委員の木村さん、推進委員の高木さん、それに私3名で現地を確認いたしました。ここに書いてありますように、無断転用のために始末書が出ておりますので、その点、御審議方をよろしくお願ひしておきます。

議 長

7番、日奈久。

推進委員

日奈久地区担当の杉本です。申請番号7番について説明します。

24日、橋本委員と申請者立会いの下、現地調査しました。申請地は〇〇〇保育園近くで、国道3号線より△△メートル北側です。住宅や路盤に面し、周辺農地への影響はないと思います。よろしく審議お願いします。

議 長

8番、千丁。

推進委員

千丁の高橋です。

6月28日、深田委員はじめ、3名で現地を確認しました。場所は老人ホーム〇〇〇の裏側です。貸人が祖父であり、借人が孫という関係です。両親と一緒に農業していますが、借家であつらく、実家の近くに新築したいということです。何も問題ありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長

9番、鏡。

推進委員

鏡地区担当の藤山です。申請番号9番について説明します。

6月28日、現地調査を行いました。譲受人は長年、農機具会社に勤務し、農機具等の修理もしていましたが、今回退職して、自宅において修理工場を開き、その機械の置き場所として利用したいということです。

申請地は、譲受人の住宅の東側に隣接しており、北側は道路を隔てて田、南側は排水路を隔てて田、東側で隣接した畑がありますが、所有者の了解も得られております。近隣農地への影響もないと思います。御審議方、よろしくお願いします。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

議 長

議案第19号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第19号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画を、議案書7ページから28ページのとおり付議いたします。

今月は、貸借権設定が25件、面積は17万4,264.3平方メートル、所有権移転が12件、面積は5万7,437平方メートルです。

これら申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事など、各要件を満たしていると考えます。

なお、この基盤強化法による農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる優遇措置が取られますので、農地として売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますようお願いいたします。

来月7月の熊本県農業公社との農地の所有権移転は、7月5日(水曜日)に実施いたします。

関係する地区は、昭和明徴町、高島町、鏡町鏡、鏡町北新地です。地区の担当委員さんにおかれましては、御出席いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上、説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することといたします。

議案第20号、農用地利用集積計画の一括方式について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第20号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農地利用集積計画について、議案書29ページから42ページのとおり付議いたします。

今月の農地利用集積計画は、貸借権設定が24件で、面積は9万7,364.57平方メートルです。

これら申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や農作業の常時従事など、各要件を満たしていると判断されます。

議案第20号の説明につきましては、以上です。

議 長

ただいま事務局から説明がありました。皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することといたします。

議案第21号、農用地利用集積等促進計画案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第21号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により作成した農地利用集積等促進計画案について、議案書43ページから46ページのとおり付議いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、農地利用集積等促進計画案について、農業委員会へ意見を聴くというものです。

今回の案件は、更新が5件、権利の移転が1件です。

受け人・農地につきましては、議案書記載のとおりです。

なお、申請のあった案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定されている農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事を満たしていると判断されます。

議案第21号の説明につきましては、以上です。

議 長

ただいま事務局から説明がありました。皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がなければ、これは農用地利用集積等促進計画でございますので、原案どおり決定することといたします。

議 長

議案第22号非農地証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第22号非農地証明願について、議案書47ページのとおり付議いたします。今月の申請は1件で、その内容は議案書記載のとおりです。

1番の案件は、山林であることの証明願です。

申請地は、以前より山林でしたが、今般、地目が畑であることが判明しました。

事務局 現地は、山林原野化して、山林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、令和5年4月13日に、東陽地区農地利用最適化推進委員による現地調査を行った結果、非農地と判断しているところです。
御審議をお願いいたします。

議長 ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。
1番、東陽。

推進委員 東陽地区担当の黒田です。
今、事務局のほうから説明がありましたとおりで、4月の13日に私と事務局の職員のほうで現地調査を行いまして、現地は山林の様相を呈しており、非農地として何ら問題はないと思われます。御審議のほうよろしくをお願いします。

議長 以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 挙手全員ということで認めることとし、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないため、証明書を交付することに決定いたします。

本日、予定の議案は全て終了しました。
今月は、農地法第4条の許可不要転用届、農地法第18条第6項の規定による合意解約の届出がありましたので、報告します。
これをもしまして、6月の八代市農業委員会を閉会いたします。
皆様、お疲れさまでした。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和5年6月30日

八代市農業委員会 会長 _____

八代市農業委員会 委員 _____

八代市農業委員会 委員 _____